

株式会社 ケア・ライフハーモニー堺 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ケア・ライフハーモニー堺 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
2. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
3. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
4. 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業
5. 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業
6. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
7. 宅地建物取引業及び不動産管理業
8. 医療、福祉、介護等の分野に関する人材育成・教育事業及び研修事業
9. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
10. 障害者自立支援法に基づく一般相談支援事業
11. 障害者自立支援法に基づく特定相談支援事業
12. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、200株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売渡すことを請求することができる。

(株主への株式割当)

第9条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約券を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約券の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約券の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日は取締役会の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令で定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第14条による届出印を捺印するものとする。株主が届出印を捺印できないときは、実印捺印し、印鑑証明書(作成後3ヶ月以内のもの)の提出をもってこれに代えることができる。質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前2項に準ずる。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項の規定にかかわらず、基準日後に募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収合併のより株式を取得した者は、定時株主総会において議決権を行使することができる。前2項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役は、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日の2週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出事項）

第 14 条 当社の株主及び登録質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、同様とする。
当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第 3 章 株主総会

（招集）

第 15 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。
株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

（収集手続きの省略）

第 16 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに開催することができる。

（議長）

第 17 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。
社長に事故があるときは、出席株主のうちから選ばれた者がこれにかわる。

（決議）

第 18 条 株主総会の普通決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
株主総会の特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の当たる多数をもってこれを行う。

（株主総会の決議の省略）

第 19 条 株主総会の決議の目的たる事項について取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第 20 条 株主又は法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。
前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 21 条 株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名捺印して 1 0 年間当社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役、取締役会及び監査役

（取締役の員数）

第 22 条 当社の取締役は 1 名以上 5 名以内とする。

（資格）

第 23 条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。
前項の規定にかかわらず、株主総会の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

（取締役の選任方法）

第 24 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。
取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 25 条 取締役の任期は、選任後 1 0 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
補欠または増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び社長）

第 26 条 当社の取締役が 1 名の場合はその者が代表取締役となり、取締役が 2 名以上ある場合は、取締役の互選により 1 名を代表取締役に選任する。
代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第27条 取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

(監査役の数)

第28条 当会社に、監査役を置くものとし、その員数は1人とする。

以上は、当会社の現行定款に相違ありません。

(監査役の選任及び解任の方法)

第29条 当会社の監査役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

平成 年 月 日

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
補欠または増員により選任した監査役の任期は、前任者の任期の依存期間と同一とする。

大阪府堺市北区百舌鳥梅町一丁4番地12
株式会社 ケア・ライフハーモニー堺
代表取締役 小林 利治

(監査範囲の限定)

第31条 当会社は、会社法第381条第1項の規定にかかわらず、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する。

(監査役の報酬及び退職慰労金)

第32条 監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して行う。
前項の配当金はその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

(剰余金の配当の除斥期間)

第35条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されない時は、当会社はその支払い義務を免れる。